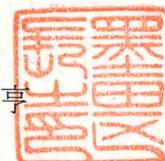


4 墨総総第561号
令和4年7月15日

墨田区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 松村雅生様

墨田区長 山本 亨



個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について（諮問）

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1号の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問件名

個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について

2 諮問理由

墨田区では、平成2年に墨田区個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定して以来、区民の自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、区民の基本的な人権を守り、信頼される区政の実現を図るため、貴運営審議会の意見も聴きながら、個人情報の適正な収集、利用、提供等について厳格に取り扱うよう、万全を期してきたところです。

このような中、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体についても同法に定める共通ルールが適用されることになりました。

そこで、本区においても、同法の趣旨、目的、関係規定等に照らした所要の対応を講ずる必要があるため、個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方に関し、貴運営審議会に諮問するものです。

3 諮問事項

個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について

- (1) 条例で規定する事項（規定する必要がある事項、想定される事項及び妨げられるものではない事項）
- (2) その他制度の見直しに関して必要な事項

4 担当

墨田区総務部総務課文書管理係 川又・野間 電話：5608-6241（直通）